

會計法適用 明治四十一年十二月二十六日
指定年月日 告示第二百十八號

氏子戸數 三百六十五戸
崇敬者員數

○東京府武藏國西多摩郡檜原村大字大嶽

郷社

大嶽神社

大國主命 少彦名命 日本武尊

祭神 廣國押武金日天皇

源家康 大日靈貴命

國常立命 素戔嗚命 櫛稻田姬命

創立年代詳ならず古老の口碑に據るに大國主命少彦名命の二神は往古より祭り來り、景行天皇の御宇日本武命東夷征伐御凱旋の時當國を経給ひしより其功德を仰ぎ奉りて山上に之を祭り、聖武天皇天平十九年廣國押武金日命を合祀し、大嶽金峯山藏王權現と稱し、大國主命、少彦名命、日本武命の三柱を與社の祭神と崇めたり、永享年度關東の亂る、や、神社も亦衰頹するに至りしが、永祿年間小田原の城主北條氏康社領若干を寄附し、社殿の造營ありて舊觀を復せり、天正十八年徳川氏の封土となりしを以て、社領十五石を寄附せられ、天和三年、慶安二年再度に於て更に朱印狀を付せられたり、故に家康を相殿に祭り、葵紋章の祭具其他の獻納ありたり、新記云「大嶽山は多摩郡中第一の高山にして、藏王權現を鎮座す、大凡東西の徑り二里許、南

北一里餘、西は御嶽山につゞき社領十五石もその内にあり、山麓八割の北へ登り、東に廻りて峻路四十二丁を経て本社に至る、中腹に平坦百五六十歩の地あり、老杉鬱々として繁茂す、それより石燈二十餘級を経て二百歩許なる平地あり、これ本社のある處なり、こゝは老杉雜木最も茂れり、それより又路を左に取て上る、凡八丁許を経て巖巖危石多し、或は曰ふ「此山往古は御嶽山の奥院たりしに、天正年中社領の御朱印に附せられし時兩社に分ち賜ふにより各一社となせり」と、嘉永三年九月祠職の屋舎焼失せし時、古記録等悉く灰燼に歸せしを以て、古來の由緒を詳にするを得ず、明治の初年大嶽神社と改稱し、五年社格村社と定められ、十三年三月郷社に昇格せられたり、社殿は本殿、拜殿、神供調進所、神樂殿、神饌所、直會所、手水舎、鳥居等を具へ、境内二千四百九十坪(官有地第一種)、同山は當國最高の山嶺にして、自から崇高の神域たり。

境内神社 左十九柱神社 右十九柱神社

例祭日 四月八日

神饌幣帛料供進 明治四十年五月八日
指定年月日 告示第七十六號

會計法適用 明治四十一年十二月二十六日
指定年月日 告示第二百十八號

氏子戸數 四戸
崇敬者員數 未詳

○東京府武藏國西多摩郡霞村大字根ヶ布字後澤

郷社

虎柏神社